

令和7年12月10日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令案及び事業主行動計画策定指針の一部を改正する件（案）（一般事業主行動計画に係る部分）に関する意見募集（パブリックコメント）に寄せられた御意見について

（令和7年10月28日から令和7年11月26日まで実施）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令案」について

○意見数 9件

○主な意見

（えるぼし認定について）

- ・ 女性の健康上の特性への配慮に係る認定基準のうち、(1)②「女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、在宅勤務等のうちいざれかの制度」について、健康状態等に応じて出退勤時刻の変更などを行う運用をしている場合もあるため、シフト制運用も例示または補足に加えていただきたい。
- ・ えるぼし認定制度の若年層への周知強化をどのように行うのか。
- ・ 「女性の健康上の特性」という表現は曖昧なので、対象となる状況や配慮内容を具体化したガイドラインを示すべき。
- ・ 女性健康配慮担当者の選任について専門知識や性差、ジェンダー観についてのガイドラインの作成を検討して欲しい。
- ・ 女性の健康上の特性への配慮に係る認定基準に関し、男性従業員の健康配慮に関する取組も評価の対象とするなど、全従業員の健康保持増進の視点も盛り込むべき。
- ・ 女性健康配慮担当者の要件に、アンコンシャス・バイアスや、性の多様性に関する理解促進を含めることをガイドライン等で明確化すべき。
- ・ 女性の健康上の特性への配慮に係る認定基準に関し、男性でも家庭事情等に応じて相当の対応を受けられるような基準を設けるべき。

（その他）

- ・ 省令案を支持するが、女性の結婚相手選びに占める「男性の地位・収入」重視の価値観を変える意識改革を推進すべき。

「事業主行動計画策定指針の一部を改正する件（案）（一般事業主行動計画に係る部分）」について

○意見数 1件

○主な意見

（男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表について）

- ・ 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表義務は、これを課すべきでない。